

徳島市庁舎市民広場管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市庁舎等管理規則（昭和35年徳島市規則第16条）に定めるもののほか、徳島市庁舎市民広場（以下「市民広場」という。）の管理を円滑かつ適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で、「市民広場」とは、徳島市幸町2丁目5番地の徳島市庁舎の構内のうち別図に示す場所をいう。

(使用許可の範囲)

第3条 次の各号の一に該当するときは市民広場の使用を許可することができる。

本市の事務事業に使用するとき。

本市の事務事業に関係する団体が、本市の事務事業を推進する目的で関係部署の協力を得て使用するとき。

国又は他の地方公共団体その他公共的団体が、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときで本市関係部署の承認を受けて使用するとき。

本市の関係部署と共催または承認を受けて使用するとき。

職員団体の福利厚生事業に使用するとき。

災害その他の緊急事態の発生により応急施設として使用するとき。

その他公益上必要と認められるとき。

(使用許可の期間等)

第4条 市民広場を使用許可する期間及び時間は、原則として2日以内で、午前9時00分から午後9時00分までの間とする。

2 前項の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用許可の手続)

第6条 市民広場を使用する者は、市民広場使用許可申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項 から に該当する場合はその使用内容に関する事務事業を行う所管の長の副申を必要とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合など特に市長が認めるときは申請書等の提出を省略することができる。

(許可証の交付)

第7条 前条の申請があったときは、市長は速やかに審査し、その使用を許可するときは市民広場使用許可書(別記様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(許可の条件)

第8条 市長は、前条の許可に際しては、公有財産規則(昭和39年徳島市規則第52号)第24条に規定する条件その他この要綱に定める使用者の義務等について条件を付するものとする。

(使用目的の変更禁止等)

第9条 市民広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に市民広場を使用してはならない。

2 使用者は、許可を受けた使用权を他に譲渡し、又は転貸ししてはならない。

(使用者の管理責任)

第10条 使用者は、市民が快適に使用できるよう市民広場内の秩序の維持、衛生的環境の確保及び災害の予防に努める責任を負うものとする。

(指示)

第11条 市長は、使用者に対して、市民広場の管理上必要な指示をすることができる。

(使用の不許可等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民広場の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消すことができる。

第8条の規定による条件又は前条の規定による指示に違反したとき。

第9条の規定に違反したとき。

不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

公務上必要があるとき。

拡声器を使用するとき。

宗教的又は政治的な行為をするとき。

宣伝、勧誘、寄付の募集その他これらに類する行為をするとき。

公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

使用する市民広場をき損し、又は滅失する恐れがあるとき。

前各号に掲げるもののほか、市民広場の管理に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。

2 前項の規定により使用許可の取消しをした場合に生じた損失については、本市はその責めを負わないものとし、その旨を許可の際条件として付すものとする。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用が終了したとき、又は許可の取消しのときにおいて原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

(定めのない事項)

第14条 この要綱に定めのない事項については、その都度市長が定める。

この要綱は、平成22年 9月 1日から施行する。